

2017年2月28日

京都府健康福祉部生活衛生課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地

コープ御所南ビル 4 階

京都府生活協同組合連合会

専務理事 高取 淳

電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

平成 29 年度「京都府食品衛生監視指導計画(案)」への意見

「平成 29 年度京都府食品衛生監視指導計画(案)(以下、「計画」(案)という)に対して、以下の意見・要望を述べさせていただきます。

(1) 食品安全行政の一層の充実・強化について

「HACCP」「GAP」等、食品・農産物の安全確保のための国際基準への整備や5年の準備期間が設けられていた「新しい食品表示制度」のスタート等など、2020年の東京五輪・パラリンピックを見据えた食の安全確保、仕組みづくりが急速にすすんでいます。他方、「廃棄食品の不正流通」「冷凍メンチカツによる0157の集団食中毒」「ノロウイルスによる食中毒」「特定保健用食品(トクホ)の表示問題」等、食の安心・安全に係る様々な問題が毎年のように発生しており、消費者の食に関する不安、不信は依然高いものがあります。府民の健康を守るための食品安全行政は、一層重要になっており、予防対策を含めた京都府の食の安心・安全の確保に関する施策及び取組みを弱めることなく一層充実強化していただくよう要望します。

(2) HACCPシステムによる衛生管理の普及推進について

食の安心・安全の確保については、一般衛生管理をより実効性のある仕組みとすることに加え、その上で、HACCPシステムによる衛生管理の推進を図ることは、食品による健康被害の未然防止に役立てることにつながり大いに期待しています。

「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」(厚労省)では、HACCPシステムによる衛生管理の制度化に向けたこんごの課題として、(ア)現場での理解促進と認識の共有、(イ)人材育成、(ウ)基準Bの対象となる事業者への配慮、(エ)国、地方自治体の役割など8項目にわたる課題が挙げられています。京都府内の食品加工・製造事業者の多くが中小・零細規模であることが実情であり、上記の検討会で整理されたこんごの課題もふまえ、事業者に対する丁寧な支援事業等が必要です。京都府では、「きょうと信頼食品登録制度」を導入し、いち早く生産・製造段階における品質管理の向上に取り組まれています。HACCPシステムを普及推進するうえでは、「きょうと信頼食品登録制度」を踏まえた取組みが必要です。また、HACCPシステムについての理解が広がっていない中で、事業者、消費者、専門家等による意見交換会等を開催し、理解促進や啓発・広報などの機会も必要です。

(3) BSE（牛海綿状脳症）検査の実施および特定危険部位除去の徹底について

健康牛のBSE検査の廃止が検討されています。健康牛のBSE検査を廃止することについては、科学的な知見に基づく検討の結果として理解することができます。廃止に伴って、これまでのBSE対策として実施してきた飼料規制や特定危険部位除去等の対策が後退することがないように要望します。また、海外では、完全飼料規制実施後も定型BSEが発生している事例があることから、こんごも引き続きBSEやプリオン病に関する調査・研究や情報収集をすすめることは必要と考えます。

(4) 食品中の放射性物質検査について

東日本大震災から6年が経過します。福島原発事故による食品に含まれる放射性物質に対する不安は、これまでの迅速な検査結果の公表やリスクコミュニケーションなどの結果、一定落ち着いてきていますが、いまなお不安を感じている消費者のみなさんがおられます。安全確保と不安解消のため放射性物質の検査の継続と迅速な公表を引き続き要望します。また、国では食品中の放射性物質等の検査についての見直しが検討されています。見直しにあたっては、消費者に対する身近なところでの丁寧なリスクコミュニケーションの実施を要望します。

(5) いわゆる「健康食品」等への対応について

効能・効果を標榜する、いわゆる「健康食品」類が多数存在します。いわゆる「健康食品」といわれるもののなかには、医薬品医療機器等法や景品表示法に違反するのではといった苦情・相談が消費者団体等に引き続き寄せられています。輸入食品に加え、国産食品についても検査を実施してください。また、「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」「いわゆる『健康食品』」等についての正しい知識や利用上の注意等についてのリスクコミュニケーションや啓発・広報を強めてください。

(6) 食品のアレルギー物質に関する指導および検査の実施について

乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状のかたもおられます。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかなどについては大きな不安があります。国産加工食品等の義務表示7種の検査に加え、表示が勧められている推奨20品目の検査や輸入食品の増加に伴う輸入食品の検査についても加えてください。

(7) リスクコミュニケーションの推進について

食品衛生・食の安全施策をすすめていくためには、事業者、消費者との連携は欠かせません。そのための一つとして、事業者、消費者、行政等の関係者に専門家も加わり、情報を共有し、相互理解と信頼を深めるためにリスクコミュニケーションの推進は大変重要です。「食品表示制度」「食品中の放射性物質の検査」「BSE検査」など食の安心・安全の確保に関わっての従来制度・仕組みの見直しがすすめられているなか、引き続き消費者団体等との連携した取組みを強めていただくように要望します。

以上